

○国土交通省告示第四百六十五号

山形空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、山形県が空港の設置者とみなされる。

二 空港の名称及び位置 山形空港 山形県東根市

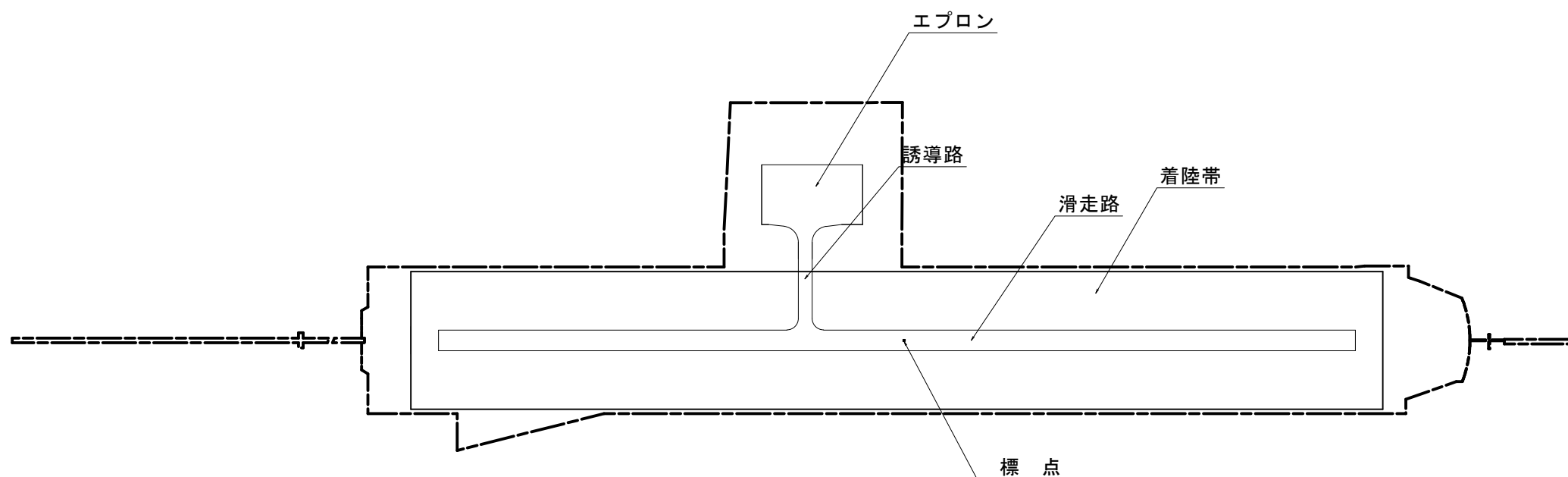
三 変更した事項（変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第九十六号及び昭和六十一年運輸省告示第三百十号を参照。）

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 九十一万六千八百五平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を山形県庁において縦覧に供する。

別図 山形空港



0 100 200 300 400 500m